

請願審査資料

23年 請願 第29号

原子力安全協定の締結について

24年 請願 第3号

九州電力との安全協定の締結等について

平成27年1月26日

市 民 局

1 請願事項

(1) 23年 請願 第29号 (平成23年12月16日 受理) 原子力安全協定の締結について

本市が「玄海原子力発電所の発電停止及び再稼働の是非に関する権限を有する原子力安全協定（市民案）」を九州電力と締結すること。

(2) 24年 請願 第3号 (平成24年3月7日 受理) 九州電力との安全協定の締結等について

- ① 九州電力に対し、現在進めている安全協定の協議内容を情報提供のレベルにとどまらず、玄海原子力発電所の発電停止及び再稼働の事前了解の権限を福岡県・本市・糸島市の3自治体が有する原子力協定として締結することを申し入れること。
- ② 国と九州電力に対し、玄海1号機については、その危険性が浜岡原発並みであることから、40年を待たず、直ちに廃炉に向かう措置を求めること。また、立地自治体である玄海町や、直近自治体の唐津市と廃炉に向かう措置をいかに促進させるかの話し合いを始めること。
- ③ 九州電力に対して、第三者委員会の核心的部分、すなわち佐賀県の古川知事の発言がやらせに決定的に影響を与えたことを受け入れ、立地自治体とのもたれ合い関係を解消し、福岡市民との真摯な関係を築くことを申し入れること。
- ④ 情報のスピーディーな公開を国に申し入れ、その情報を安全確保のために活用していくこと。加えて、市などの公共的施設において市民がだれでも、いつでも見ることができるよう措置をとること。
- ⑤ 上記の施策等を進めるために、必要な人材を確保し、原子力安全対策課を設置するなど必要な措置を市長としてとること。
- ⑥ 九州電力からの情報連絡は直接、本市に対してもなされるべきであると、安全協定の協議の場で明確に強く主張すること。

2 現況等

福岡市は、九州電力玄海原子力発電所から、およそ37kmから60kmに位置する。

福岡市としては、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を教訓として、原子力発電所でひとたび原子力災害が発生すれば、放射性物質の放出により影響を受ける地域が広範囲に及び、大規模かつ長期的な避難も必要となることから、平成23年6月から、福岡市地域防災計画の見直しに着手した。

あわせて、原子力災害対策を適切に行うためには、市域を越える迅速かつ広域な連携及び、迅速かつ確実な情報の取得が必要であることから、情報連絡を主眼とする原子力安全協定の締結について、平成23年10月7日に福岡県及び糸島市とともに九州電力に申し入れを行い、福岡県、糸島市及び九州電力との協議を重ねた。

その結果、平成24年4月2日、福岡市は、福岡県、糸島市とともに九州電力と「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」を締結した。

この協定は、立地自治体以外の自治体として、九州電力管内において初の締結となった。

以降、この協定に基づき、福岡市は、平常時から、適宜、玄海原子力発電所に係る情報連絡を九州電力及び福岡県から受けている。

なお、国においては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえながら、「原子力災害対策特別措置法」や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）」をはじめとする関係法令等の改正が進められた。

平成24年10月31日策定の原子力災害対策指針によると、原子力発電所から30km圏が原子力災害対策重点区域として位置付けられ、その範囲にある自治体は、地域防災計画や避難計画の策定を求められている。

同指針では、30kmを超える地域についても、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）」として、放射性プルームからの防護措置の必要性が示されているが、具体的な範囲や防護措置等については、原子力規制委員会が今後検討するとされており、現時点において示されていない。

福岡市としては、市民の安全・安心を確保するため、引き続き、関係法令や原子力災害対策指針の改正等を踏まえながら、福岡市地域防災計画はもとより、原子力安全協定の必要な見直し等を図っていくとともに、原子力発電所の安全

確保及び防災対策の促進、情報公開の徹底等について、国・県・事業者に要望を行っていく。

3 請願に対する考え方

23年請願第29号及び24年請願第3号について

玄海原子力発電所に係る協定については、万一の原子力災害の発生時に速やかな対応を行うために必要となる情報連絡を主眼として、「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」を平成24年4月2日に、本市、福岡県、糸島市、九州電力の四者で締結している。

原子力発電所の稼働及び廃炉については、原子力行政が国家の基盤にかかるエネルギー政策として、国主導により推進されてきたことから、監督官庁であり、最高の知見を有する国において判断すべきものとする。

福岡市としては、今後とも、国や九州電力に対して、原子力発電所の安全確保及び防災対策の促進、情報公開の徹底と国民への知識の普及・啓発を要請していくとともに、地域防災計画や避難計画の必要な見直しを行うなど、原子力災害対策の充実や市民の原子力災害に関する知識の普及啓発に取り組んでいく。

また、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針及び立地自治体と九州電力が締結している協定の改正等が行われるなど、必要と認められる場合には、福岡県及び糸島市と連携を図りながら、協定の見直しを行っていく。

原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）及び糸島市（以下「乙」という。）並びに福岡市（以下「丙」という。）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって福岡県民（以下「県民」という。）の安全及び安心を確保することを目的に、九州電力株式会社（以下「丁」という。）と玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令の遵守等）

- 第1条 丁は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、県民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。
- 2 丁は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（情報連絡の内容及び時期）

- 第2条 丁は、次に掲げる非常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。
- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。
- (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合。
- 2 丁は、次に掲げる異常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、報道機関に情報提供する内容を速やかに連絡するものとする。
- (1) 原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。
- (2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。
- (6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (7) その他緊急事態が発生したとき。

- 3 丁は、前項各号に掲げる異常時の場合は、甲及び乙に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。
- 4 甲は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに丙に連絡するものとする。
- 5 丁は、甲に対し、別に定めるところにより、平常時の情報提供を行うものとする。
- 6 甲は、前項の情報提供を受けた場合は、乙及び丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(連絡の方法)

第3条 前条に定める丁の非常時及び異常時の連絡については、電子メール及び電話等をもって行う。

(現地確認)

- 第4条 甲は、原災法の施行に必要な限度において、その職員を発電所に現地確認させることができるものとする。
- 2 甲及び丁は、前項に定める現地確認において、相互に意見を述べるができるものとする。
 - 3 甲は、第1項の規定により現地確認を行う場合は、乙及び丙に対し、事前に通報するとともに、現地確認の結果を連絡するものとする。

(損害の補償)

第5条 丁は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、速やかに補償するものとする。

(協定の改定)

- 第6条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、丁いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び丁は、誠意をもって協議に応ずるものとする。
- 2 乙及び丙は、甲を通じて改定を申し出ることができる。

(覚書)

第7条 第2条第5項に定めた平常時の情報提供については、甲、丁協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、丁協議して定める

ものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて協議を申し出ることができる。

この協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成24年4月2日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県
福岡県知事 小川 洋

乙 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
糸島市
糸島市長 松本 嶺男

丙 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

丁 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生 道明